

第5節 ごみ処理の課題

1. 発生・排出抑制

家庭系ごみの発生・排出抑制については、従前より、生ごみ堆肥化容器購入費の助成、リサイクルバンクの運営、環境教育等の啓発活動を実施してきましたが、平成16年10月の家庭系ごみの有料化が大きな動機付けとなり、それまでの増加傾向が減少に転じました。

平成20年度における家庭系ごみの1人1日当たりの排出量（集団資源回収を含む。）は714gとなり、全国平均や全道平均を下回っています。

一方、事業系ごみについては、景気低迷等の影響もあり、平成21年度は平成15年度に比較して約17%減少するなど、近年は減少傾向にあります。

しかし、ごみ（資源物を含む。）の発生や排出抑制は、形ある全ての製品が将来はごみとして廃棄されることに留意して製品を開発したり梱包するなど、生産や流通段階から取り組まなければ、これを商品として購入せざるを得ない消費者段階においては、根本的な解決は困難です。

こうした中、消費者としての市民や事業者における取り組みは、購入・消費の抑制、近年のエコ製品開発に応じた商品選択、修繕し、長く使う努力などですが、これらはライフスタイルや事業スタイルに係わるものであり、その性格上、効果としてはなかなか表れにくい面があります。

このため、市としてのごみの発生・排出抑制策についても、教育や啓発活動が中心となるざるを得えないところですが、その中でもより効果的な策を検討する必要があります。

2. リサイクル

本市の平成20年度におけるリサイクル率は26.8%で、全国平均や全道平均を大きく上回っています。

資源化量は、その2~3割を占める環境クリーンセンターでのごみ処理によって取り出される金属類や溶融スラグのほかは、行政収集や集団資源回収といった市民の取り組みによるものです。

行政収集は、ペットボトルや白色トレイといった軽量の品目もあり、資源化量として多くはありませんが、市民のリサイクルに係る最も基本的なルートとして集団資源回収を補完しています。市では、これまで順次その品目を拡大してきましたが、更なる品目拡大には新たな分別収集体制や資源化処理施設等の整備が必要となります。

一方、集団資源回収は市が従前より奨励金を交付して推進してきたこともあり、現在は資源化量の約7割を占めています。平成20年度における1人1日当たりの回収量は、197gと全国平均や全道平均に比べ既に高い位置にはありますが、行政収集のような公費負担を伴わないというメリットもあり、より広く市民に浸透させるとともに回収品目の拡大も求められます。

また、ごみ組成分析によると、家庭系、事業系とともに、資源化できる品目が廃棄されるごみに混入している例も見られることから、リサイクルに向けて分別の徹底が必要です。

3. 適正処理

環境クリーンセンターは、その中間処理方式の特性により、最終処分として埋立てされるごみ処理残渣の極小化とともに、再生利用（マテリアルリサイクル）や熱回収（サーマルリサイクル）を行い、環境負荷が極めて少ないごみ処理を行っています。こうした施設特性を生かした処理を継続していくには、施設の適正な維持管理や運転が不可欠です。

また、処理施設での適正処理を支えるのは、市民や事業者の排出行動です。資源化できるものは、家庭系ごみにあっては行政収集や集団資源回収を活用し、事業系ごみにあっては収集運搬業者等の処理ルートを活用した上で、燃やせるごみ、燃やせないごみなどは分別を徹底することが求められます。

特に、事業系ごみの一部には、家庭系ごみとしての排出のほか産業廃棄物の混入も見られることから、ごみの排出者としてその処理責任を自覚し、ごみ処理制度についての正しい知識を得て適正処理することが必要です。

4. 社会の変化や市民意向への対応

ごみの発生・排出抑制、リサイクル、適正処理は、市民一人ひとりの日々の排出行動によっています。これまでの取り組みにより本市の水準は既に高い位置にありますが、家庭系ごみ有料化後6年を経過する中で、より分かりやすい分別区分、より出しやすい排出方法等も、市民にとって大きな関心となってきています。また、少子高齢化の進行や少人数世帯の拡大などの社会変化に応じて新たな要望も表れてきています。

現有する環境クリーンセンター、リサイクルセンター等の施設能力や収集運搬体制を有効活用する中で、分別方法や排出方法の見直しなど、市民が理解し、納得できるごみ処理を行うことが必要です。

また、ごみステーションの適正管理も市民の排出行動を地域環境面で支えることから重要です。

5. 経済性と効率性の確保

本市のごみ処理システムの根幹は、施設整備に多額な費用を要した環境クリーンセンターや最終処分場を中心とする施設のごみ処理方式に規定されており、これら施設の使用を少しでも長く継続することが、ごみ処理費用の負担を増やさないことがあります。このため、これら施設の運転管理について、平成19年度から平成33年度まで長期包括委託し、管理費用の負担平準化を図っています。

一方、収集運搬業務等については、資源物や危険ごみの収集等、これまで順次委託業務を拡大してきましたが、経費削減や効率化に向けて更なる業務の委託化の検討が必要です。

また、有料ごみ袋等のごみ処理手数料は、収入としてはごみ処理費用の2割程度に過ぎず、この収入でごみ処理費用を賄えるものではありませんが、受益者負担という費用負担の公平化のほか、ごみ排出抑制の効果もあることから、そのあり方についての検討も必要です。